

(第15条) 法第5条第2項の経済産業省令で定める基準（払戻金又は返還金の交付のみの用に供する施設の基準を除く。）は、次のとおりとする。

- 一 位置は、文教上又は保健衛生上著しい支障を来すおそれがない場所であること。
 - 二 施設は、入場者数及び必要な設備に応じた適当な広さであること。
 - 三 車券の発売等の公正かつ円滑な実施に必要な次の施設を有すること。
 - イ 車券の発売等の用に供する施設
 - ロ 入場者の用に供する施設
 - ハ その他管理運営に必要な施設
 - 四 前号に掲げる施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置は、入場者の利便及び車券の発売等の公正な運営のため適切なものであり、かつ、周辺環境と調和したものであって、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものであること。
- 2 払戻金又は返還金の交付のみの用に供する施設の法第五条第二項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 払戻金又は返還金の交付の用に供する建物の内部に現金及び重要書類を保管するため金庫その他の適当な設備を設けてあること。
 - 二 払戻し又は返還に係る車券を発売した競輪施行者との連絡のための機器その他の適当な連絡設備を設けてあること。

Ⅲ. 自転車競技法施行規則規則第15条第1項第4号の規定に基づく場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準（経済産業省告示）（抜粋）

第1 専用場外車券売場の基準

1. 車券の発売等の用に供する施設等

- (1) 車券の発売等の用に供する窓口は、総収容人員数に応じた適当な数であり、かつ、相互に適当な間隔を有するものであること。
- (2) 車券発売等の用に供する窓口の全面は、入場者の交流が妨げられないように十分な広さを有するものであること。
- (3) 車券の発売等の用に供する各施設に現金及び重要書類を保管するための施設を設けてあること。

2. 入場者の用に供する施設等

- (1) 入場者の見やすい場所に確定出場選手、車券の発売金額、勝者及び払戻金額等を明示するための表示設備を設けてあること。
- (2) 入場者の用に供するため、お客様相談所並びに必要に応じて適当な数及び広さを有する駐車場等を利用しやすい場所に設けてあること。

3. その他管理運営に必要な施設等

- (1) 場外車券売場と当該場外車券売場に係る競輪場との間の連絡のための機器その他の適当な連絡設備を設けてあること。
- (2) 場内放送に必要な放送設備を設けてあること。
- (3) 場内取締員控所を設けてあること。

第2 前売専用場外車券売場の基準

- 1 車券の発売等の用に供する施設等の基準については、第1の1の(3)の規定を準用する
- 2 その他管理運営に必要な施設等の基準については、第1の3の(1)の規定を準用する